

一人一人が大切にされる学校です

(あ)安心・安全な学校、(い)勢いがある学校、(う)美しい学校、
 (え)笑顔あふれる学校、(お)親が通わせたい学校、(愛)地域から愛される学校づくりを目指し、494人の生徒と先生たち一人一人を大切にしている学校です。地域人材などを活用して学校づくりを行う「熊本版コミュニティ・スクール・『菊陽LOVEの会』」も2年目となりました。また、すべての教育活動の基盤に人権教育を据え、研究主題「夢の実現に向けて、主体的に学ぶ生徒の育成～基礎的汎用的能力を育む授業実践を土台として～」に取り組み、学力の向上とキャリア教育の充実に努めています。



「校内ハローワーク」で講師の説明を聞く生徒たち

短歌会

いつもより短き丈のブロッコリー拳ぐらいで出荷を始む
 秋深み落葉を巻きてつむじ風わがゆく道を掃くがごとくに
 桜葉の色付く庭に藤袴はとどぎす咲きて秋は来にけり
 空遠く遠見の阿蘇を眺めつつ思い重ねる登りしかの日を
 お花です「チュー」の付くのはなんでしようみなさん一緒に考えましょう

梅田 國雄
 河北 幸一
 佐藤 せい子
 中村 トシエ
 松本 東亜

菊陽句会報

きくよう文芸

ドローンの飛び去り鴉や高鳴きす	田島 三間	連休待ち稲刈り弁当一抱へ	志賀キヨ子
青い空想う視線に秋の蝶	宮川ユキエ	ハロウィン渋谷の街は南瓜色	財津 早雪
昇りゆく飛機へ果てなしうろこ雲	紫藤 祥子	起き抜けにスリッパ探す朝寒し	原野レイ子
澄む秋や話掛けたき雲一つ	曾我 育代	迷惑な葡萄の枯葉吹き溜り	寺尾千代子
新米や子等と分け合ひ助け合ふ	曾我トモ子	ペダル漕ぐついて来る来る鱈雲	高橋 孝子
草茂る葉柄に露光りをり	緒方チエ子	秋深し時を忘れて語る友	福田 貴子
柚子ジャムの苦みあれどもこれもよし	米山るみ子	招かざる悪しき客なる初嵐	田中 亜古
一面の穂田色を深めをり	木村 信子	秋場所や弓取式までぎはめきぬ	北川しんじ
流鏑馬や地震復活の秋社日	吉田 幸子	草紅葉命のかぎり彩深め	佐藤 澄世

ゆたかな心をはぐくむ 人権のひろば 116

人権教育・啓発課 ☎(232)2113

人権啓発標語 「友だちだけでなく 自分もほめよう」

菊陽南小学校 4年 小牧 愛佳(現在5年生)

「お料理楽しかったよ」

なかよし園 小崎 あすか(6歳)



きりん組のみんなと(作者右下)

とうちゃんとおりょうりしたよ。
 おにくをフライパンでやいた。
 わたしはピーマンをあらうのをてつだった。
 きるのもとうちゃんといっしょにした。
 ピーマンのなかにはたねがあったよ。
 たねもきれいとった。
 たのしかった。



「とうちゃんとお料理」

とうちゃんわたしとおにいちゃんとおとうとと、
 かあちゃんといっしょにたべた。
 ピーマンはあんまりたべれなかったけどおいしかった。
 (先生より)大好きなお父さんとお料理ができてうれしい様子が伝わってきました。家族そろって食べたご飯はおいしかったですよね。

人権ってなんだろう？

～第70回世界人権デーに考える～

1948年(昭和23年)12月10日に「世界人権宣言」が採択され今年には70年の節目の年になりますが、人権の概念が生まれたのはおよそ250年余り前のことのように。西洋で生まれた人権の捉え方は、一言でいえば「人は皆生まれながらにして等しく尊い」ということです。しかし、当初は「人は皆」の中に女性、子ども、障がいを持つ人などたくさんの方が含まれていませんでした。含まれていなかった人たちの人権獲得の闘いが、その後の人権獲得の人類の歴史であったと言えます。そして、その歴史は今も続いています。「人は皆」唯一の存在であるが故にどこまでも尊いといえる人権が確立した社会づくりを目指しましょう。



北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(月)～16日(日)

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

熊本県人権教育啓発基本計画にあげられている人権の重要課題の一つに「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害」があります。平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国と地方公共団体の責務などが定められました。そして、その中で毎年・12月10日～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。国民的課題であり、また、国際社会をあげて取り組むべき課題となる中、この問題について関心と認識を深めていきましょう。



無料人権(悩みごと)相談所を開設します

10月1日、菊陽町の人権擁護委員として新たに松本東亜さん(杉並台)が委嘱され、現在菊陽町には8人の人権擁護委員がいます。人権擁護委員が皆さんの悩みごとの相談に無料で応じ、秘密は固く守られます。

- 日時 12月3日(月) 午前10時～午後3時
- 場所 西部町民センター
- 問い合わせ 人権教育・啓発課 ☎(232)2113